

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(融資機関)</p> <p>第4条 この要綱により融資を行うことができる融資機関(以下「融資機関」という。)は、農林中央金庫、高知県信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫<u>であり、県税を滞納していない者とする。</u></p> <p>第5条～第19条 (略)</p> <p>(附則) (略)</p> <p><u>(附則)</u> この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(融資機関)</p> <p>第4条 この要綱により融資を行うことができる融資機関(以下「融資機関」という。)は、農林中央金庫、高知県信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫とする。</p> <p>第5条～第19条 (略)</p> <p>(附則) (略)</p>